

航路標識並ニ航空標識ニ關スル意見

旅順要港部

一南三山島霧信標

當部附属艦艇中實驗シタルモノナク意見無し

ニ老虎尾燈台

(一)改設前ニ比スレバ遙ニ認識容易トナリ相當効

果アリト認ム

但シ旅順入港ノ目標トシテハ白玉山表忠塔光ノ

方有効ナリ

(二)横珠岩並ニ西岸ニ對スル避險目標トシテ又港

外投錨ノ目標トシテ極メテ有効ナリ

若シ横珠岩ニ適當ナル燈火ヲ設置セバ兩者

相俟テ其ノ價値ヲ増大スルモノト認ム



(三) 旅順要港部警備艦艇、濃霧中ニアリテモ
 至急出入港ヲ要スル場合屢ナリ軍事上ノ見地
 ヨリ見テ老虎尾燈台ニ霧中信號装置ノ施設
 ラ緊要ナリト認ム

三、航空標識燈

實驗ノ機會ヲ得ズ意見無シ

四、其他

(一) 模珠岩立標ヲ柱燈立標トシ更ニ霧笛備付ケ
 ラ要ス

第一項記述ノ通老虎尾燈台ノ價值ヲ増大ス
 ルノミナラス模珠岩ハ相當廣範圍ニ廣カリ居リ
 テ夜間ハ勿論當方面特有ノ濃霧(自三月)末
 襲及港口附近ニ強潮流、有存在等ノタメ旅順

港口ニ接近スル際時ニ危険ヲ感ズルコトアリ

ス
ニ) 薪島燈台ノ燈光ハ一層強力ナルモノト爲スラ要

ス
教田ノ實驗ニ徵スルニ十哩附近ニ接近セザレバ
認識ニ難キヲ常トス

可トス
三) 老鉄山西角燈台ノ霧砲ハ霧笛ニ変更スルヲ

現在ノ霧砲ハ七分間ニ一発ニシテ五哩以上ニテハ
經驗上聽取ニ難キノミナラズ間隔七分ハ長キニ失
スル恨アリテ霧中航行上利用價値ニ乏シ霧笛
トシテ音達距離五哩以上ト成スヲ可トス

X
四) 小長山島中八盆島 (East Point) ニ霧笛ヲ有ル
燈台ノ新設ヲ必要トス



當方面ハ大連安東ノ常航路ナルモ海洋島ヲ
 除ク外燈台ノ設備無ク夜間航海困難ナルノ
 ミナラズ春ヨリ夏ニカケテ濃霧ノ襲来頻繁且
 潮流強シ滿州國沿岸交通ノ殷盛ヲ加フルト共
 ニ此ノ必要ヲ痛感スルモノナリ

(五)長興島馬家嘴(又ハ紅石嘴)ニ霧中信號
 ラ有スル燈台ノ新設ヲ可ト認ム

旅大方面ヨリノ營口航路ニ於テ營口門洲ノ潮時
 ノ關係上夜間此附近ニテ麥針ヲ要スル場合多
 クアルベシ

實驗上首記附近ニ光達距離千呎以上ノモノヲ
 新設スルハ極メラバ必要ナリト認ム

(六)岬岩燈台ノ燭カラ成ルベク大ナルモノトスルヲ要ス

過岩ハ交通上ノ要衝ニアルヲ以テ霧中ニテモ
糸見容易ナルヲ要ス

六鴨綠江口西水道第一柱燈浮標ノ光達距
離ハ少クモ大鹿島燈台ト同程度ニ増大スル要
アリ

尚同燈台ハ毎三秒ニ一閃トアルモ測定セル如ク依
ハタニ閃光ヲ糸スルカ如シ

(終)

軍務局

1115

軍務第一七二號
一四

第一艦隊第二號
一四一

昭和九年七月九日宿毛海軍司令部

第二課 第一艦隊參謀長

海軍省軍務局長殿

左一件送付

一、航路標識並ニ航空標識ニ関スル意見書

別紙一括添付

終

海軍

昭和七年七月横刑納

軍務局
9.7.18
第二課

水路標

前出 ✓

軍艦金剛

海軍

昭和八年七月 大倉納

航路標識是。航空標識ニ對スル意見見

一燈ノ第一四九一號ニ記載ノ航路標識中左記燈標ハ有効

ニテ便宜多クモト認ム

年島燈臺

其ノ他ノ標識ハ未カ之ヲ実見驗セカレテ以テ具作的意見見

ツ有クモ

二航空標識燈カ航路標識ニ利用ニ影響有スルヤ否ヤニ

就テハ航空標識附近ノ夜航海ヲ実見驗セカレテ以テ之

カ具作的意見見九ツ有クモ

(返)

航路標識ニ関スル意見 單艦霧島

一新設又ハ改設変更後ノ効果及便益ノ程度

イ) 龍飛崎燈台

潮流強キ津輕海峡西入口ニ於ケル本燈台ノ施設ハ其ノ効果極

メテ大ナルモノト認ム

ロ) 牛島燈台

鹽飽瀬戸ノ航行ヲ安全ナラシメ其ノ價値大ナルモノト認ム

尚本燈台ノ西オ一五。米ニ存在スル黒鼻ノ磯ヲ大型艦船ノ

通航ニ便スル如ク十米以上ニ破碎スルカ若ハ掲燈浮標ヲ設置

セラルレバ本瀬戸ノ航行ハ尚一層安全トナルベシ

ハ) 黄島燈台

北支旅大青島上海南支台湾等ヨリ長崎佐世保方面

ニ来航スル艦船が先ヅ大瀬並ニ男女群島ニ近接シ更ニ本燈

台ニ依リ位置ヲ確定シ得レテ以テ極メテ利便情多シ

(二) 玄界島燈台

博多港ニ入港スル船舶ノミナス大島鳥帽子島間ヲ通航スル
船舶ニ對シテモ本燈台ヲ利用セシメントセバ燈台ノ位置ヲ変更
シテ明弧ヲ六〇度至三三二度トセバ更ニ本燈台ノ價值ヲ増大
シ得ベシ

(ホ) 巖流島燈台

本燈台ハ下関海峡西航艦船ガ早鞆瀬戸通航後概ネ向
首目標トスルモノナリ、然ルニ從來本燈台燈光ハ微弱ニシテ附近
陸上並ニ船舶ノ燈光ト錯雜シ識別困難ナリシテ燈光ノ増
大ヲ希望シ居タル所ナルヲ以テ本改設ニ依リ其ノ價值ヲ増大セシ
モト認ム

(ハ) 鳥帽子燈台



漁舟等ノ燈火ト間違フコトナキモト認ムラル

(ト) 其他ノ改設若ハ新設

適切ナリト認ム特ニ無線羅針局標識局ノ増設ハ最モ適切ナリト信ス

ニ、今後已設航路標識中改善変更ヲ要スト認ムモノ

(イ) 九州西岸下甕島釣掛燈台

本燈台ノ明弧ハ現在ニ七二度——二五度ナルモニ七二度——二二〇度間ニ増大スルヲ要ス

理由 長崎方面ヨリ南航スル艦船ハ本燈台明弧ニ入ル迄

本燈台ヲ利用スルヲ得ズ從ツテ釣掛ニ近接スルニ不安ヲ感ス

コト多シ本燈台ヲ山頂ニ移轉スルカ難ク西端早崎ニ新燈

台ヲ設置スルカ依リ明弧ヲ増大スルハ南航艦船ニ対シ必要ナル

事項

尚本燈台ノ南才上湮ニ存在スル鷹島燈標ヲ設置スル當
方箇ヲ航行ハ極メテ安全容易ナリ航海上ニ裨益スル所大ナル
モト認ム

四 伊良湖水道神島燈台

現燈台ヲ島頂ニ移轉シ明弧ヲ増大シ四周ヨリ見得ル様改
設スルヲ要ス

理由 本燈台現狀ノ明弧ニテハ之ヲ利用シ得ル程度僅少
ニシテ大土埒方面ヨリ伊良湖水道へ津島羽方面ヨリ該水
道へ航行艦船ニ利用シ得ズ極メテ不便ナリ

ハ 天竜川口掛塚燈台

云云

燈光増大ヲ必要トス

理由 伊勢湾ヨリ御前崎沖ニ航行中本燈台ヲ認メ得ルコト少シ燈光ヲ増大シ常時視認シ得ル様改設セバ航行艦船ノ保安上ニ益スル所大ナルモト認ム

(二)瀬戸内海中部沖本山洲揚燈浮標

燈火増大ヲ要ス

理由 本山洲ハ航路ノ変針矣ニ當リ航海上重要地矣ナルニ本燈火微弱ナル爲メ背面宇部ノ陸上燈火並ニ漁舟ノ燈火等ト錯雜シ識別困難ナルノミナラス時ニ之ヲ認メ得ズ不安ラ感ジシツ變針航過スルコト多シ 光カラ増大シ識別ヲ容易ナラシムル必要ヲ痛感ス

(ホ)下関海峡下関港外濱町突提燈台

赤色又青色、光力大ナル閃光燈台ニ改造スルヲ要ス

本燈台ハ下関海峡東航船が大瀬ヲ回航シテ早鞆ニ向フ

途中ニ。度ニテ向者スベキ燈台ナルモ現状ニテハ背面ノ下関

港ノ燈台ト錯雜シテ識別困難ナリ依ッテ前記ノ通り改造

ヲ要ス

三、其他参考トナルベキ意見

燈台若ハ燈標ノ設置ヲ必要トスル箇所左ノ如シ

(イ)久六島(青森縣釧路市ヨリニ六。度十七哩)

舞鶴、敦賀方面ヨリ津輕海峡ニ向フ艦船ニ対シ航海上必

要トスルナリ

(ロ)錢洲(伊豆諸島神津島ノ南西ニ十二哩)

潮岬ヨリ黒潮ヲ利用シ東航東京灣方面ニ向フ艦船ニ対シ

必要ナリ

ハ小笠原群島北端聳島列島北之島

及今右 南端母島列島姪島

右兩箇所ハ南洋サイパン方面並ニ小笠原硫黄列島方面へ航
行スル艦船ガ常ニ接航スル所將來南洋線ノ交通頻敏系
ナレラ思フ時是非共設立ノ要ヲ認ム

朝鮮南西岸伏沙礁及每勿島

下関海峡ヨリ北支方面へ交通スル常航路五骨水道附近ノ
岩礁ニテ当方面ノ如キ潮流激シキ海面ニ於テ夜間常ニ不
安ヲ感スル所之等ニ燈標ヲ設置セラルトハ航海保安上利
益スル所大ナリ

ホ) 瀬戸内海

オモ瀬 (徳山港外野島南端) 関門才面ヨリ夜間徳山出入港

スル際必要ヲ認ム

齋島北端

本所ノ東島海峡通航後廣島灣ニ向テ途中ノ変針莫ク

當ル本所ニ燈標アラバ航海安全容易トス。

(終)

航空標識に関する意見

軍艦霧島

客年米駿河湾冲夜間航行中焼津北方高草山ニ設置
セラシムル航空燈台ヲ認メタリ

當時ハ狀況ヨリ見テ本燈台ハ航空燈台トシテ判別シ得タルニシテ
ヲ海上航行中御前埼燈台ト共ニ艦位測定ノ資ニ供シ得タルノ
狀況ニシテ航空用タルト共ニ海上航海用ニモ利用シ得ルモノト認ム

(終)

7/26

新出

別紙

航路標識ニ關スル件

持素

廣刑務

一、牛島燈臺

本年三月下旬第一戰隊夜間瀬戸内通過ニ際シ大ニ便益ヲ得タリ

同所ハ峽隘ナル變針個所ニシテ降雨又ハ濼氣アル暗夜ニ於テハ各船

舶共不安ヲ感ズル場所ナリシガ燈臺設置ニ依リ不安一掃セラレタリ

ト言フベシ

二、玄海島燈臺

本年六月中旬晝間第一戰隊同燈臺沖ヲ通過ス

附近通航艦船及博多灣出入艦船ハ利用ノ機會極メテ多キモノト認ム

三、巖流島燈臺

同燈臺ハ光力微弱ナル爲夜間ノ視認困難ナリシモ光力増大セラレ充

分利用セラル、モノト思考ス

海軍

四、山底鼻燈臺

燈高ヲ高クセラレ至極結構ナリ

五、鳥帽子島燈臺

同燈臺ハ不動發光ニシテ遠~~視~~離ニ於テハ魚火ト~~誤~~別困難ナリシモ燈

質變更セラレ一見シテ同燈臺ト認識シ風得ベシ

右以外ノ場所ハ其後未航過ニ付特記スベキ意見ナシ

(終)

廣刑精

海軍



海軍

第七戰隊司令部

航路標識並ニ航空標識ニ關スル意見

既設ノ航路標識並ニ航空標識ニ關シテハ特ニ意見ナキモ

將來必要ト認ムル特別業務局左ノ通

無線標識又ハ羅針業務局

地名又ハ方面

記

事

潮岬

室戸崎

足摺崎

九州南端

台湾東岸
沖繩東岸

朝鮮南岸

鎮南浦

土佐沖海面ハ陸標ニシテ離位ヲ得ザル場合海流ノ影響大ニシテ離位誤差大且本規則ナルヲ以テ戰鬥航海上是非トモ新設ヲ要ス

南西諸島ノ方面行動上利用ノ價值大ナルヲ認ム

霧期航海保安上必要ト認ム

昭和九年
業務所印

航路標識ニ関スル件

取

海軍

一 新設又ハ改設変更後ノ効果及便益ノ程度

(一) 牛島燈台

塩飽瀬戸進入ノ容易ナラシメ極メテ便

(二) 玄海島燈台

壹岐水道通過上極メテ便

(三) 鳥帽子島燈台

漁船トノ判別容易トナリ便

(四) 其ノ他

利用ノ機會ナキシメ意見ナシ

二 此ノ外已設航路標識中尚今後改善ハ変更等ノ施設

ヲ必要トスルモノ

ナシ

昭和九年一月陸海軍省所轄

三 其他参考トナルヘキ意見
ナシ

航空標識燈ニ関スル件
意見ナシ

巻

海軍

昭和九年一月陸海軍務所編

五驅隊二二三ノ六

昭和九年六月二十五日

第五驅逐隊司令

第一艦隊參謀長殿

航路標識並航空標識ニ関スル件回答

一 航路標識ニ関スル件
意見無之

二 航空標識ニ関スル件

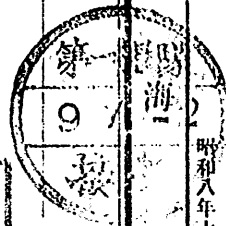
相模灣方面及伊豆半島南方海面行動中

真鶴ノ國峠燒津へ航空灯ヲ認メタルコトアリ

灯質ノ關係上一般航路標識ト何等ヲ紛ラ

シキコトヲ航海上極メテ有効ニ利用セリ

(終)



北
比
鹿

航路標識ニ関スル件(第三十九駆逐隊)

一新設又ハ改設変更後ノ效果又ハ便益ノ程度

航路標識名 位 置 意 見

牛島燈台 瀬戸内海塩飽瀬戸

黄島燈台 長崎縣葦島

龍飛崎燈台 津輕海峡

右ノ外最近附近航路ヲ航海ミナルコトナク所見ナシ

一此ノ外已設航路標識中今後改善変更等ノ施設ヲ必要

トスル意見

航路標識名 位 置 意 見

東吉岐燈台 澎湖列島東吉岐上

北島燈台 澎湖列島目斗岐上

之一般ニ弱シ尚一層乏力

ヲ強クスルヲ要トス

一其他参考考トナルベキ意見

海軍

燈台看守員トシテ海軍信號兵ノ現役満期者ノ採用
セラル時ハ相当效果アルモノト認ム

船空標識ニ關スル件(第三十九駆逐隊)

意見ナシ

務

今治原納

山

軍艦長鯨

廣刑部

一航路標識	開スルモノ
航路標識名	意 見
位 置	門司崎航過後之向首スルニ當リ視界極
巖流島灯台	ヲ狭ナル場合ニハ帆船ノ群走スル場合
開 門 海 峽	ニハ之ヲ確認スルコト甚ク困難アリシガ改造後
	ハ其ノ程度大ニ輕減セラレタリト認ム
	常ニ近距離ニ於テ之ヲ使用スルヲ以テ塔身高ニ
	ツキテ所見ナシ
山底串灯台	明弧障害ヲ避ケタルコトハ東航船ニトリア本
開 門 海 峽	灯台附近ニ於テ行會船ニ對スル避航ノ際灯
	台西方海面ニ於ケル艦位確認上大ナル便
	各アリ

海 軍

	<p>望瀨程灯浮標 關門海峡</p>	<p>灯質ヲ <i>DCC. Red.</i> 等ニ變更スルヲ要ス 夜間帆船群走リ本浮標附近ヲ航過スル 場合之ガ不動白灯ナルタノ帆船ト誤認スル場 合アリテ其ノ南側ヲ通過スルニトハ危険ナレバ ナリ</p>
--	------------------------	---

廣州納

海軍



二航空標識開スルモノ

意見無之

軍艦長鯨

(終)

廣
刑
納

海
軍

七潜隊第一一號ノ二

昭和九年六月二十八日

第七潜水隊司令

第一艦隊参謀長殿

航路標識並ニ航空標識ニ関スル意見書送付

第一艦隊第二號ノ四ニ依ル本件左記ノ通ニ有之候

一、新設又ハ改設変更後ノ効果及利益ノ程度

當隊本年度東京灣以西海面行動範圍ニ於テハ一般ニ通切ニ改設変更サレタルモノト認ム

尚、横津航空標識ハ航海上ニ於テモ利用セルコトアリ、他ノ航路

標識ト誤認スル等ノコトナシ

一、已設航路標識中尚今後改善変更ヲ要スルモノ

特ニナシ

海軍

昭和八年七月 大倉納

										特ニナシ	一、其他参考トナルベキ意見
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	---------------

海

軍

昭和八年七月 六訂納

海

X

乙

海軍

昭和八年十月 文書納

第八潜水隊

航路標識ニ關スル意見

一 新設又ハ改設ノモノニ關シ

意見ナシ

一 已設航路標識ニ關スル意見

(1) 瀬戸内海西部本山崎揚燈浮標ハ附近航行艦船ニ對

シ重要標識タルニ拘光力不足ニ加フルニ附近ニ漁舟多

ク又背後陸上ノ燈火多ク認識一般ニ困難ナリ光力ヲ増

加シ有色ノ群閃又ハ互光燈ニ改設ヲ適當ト認ム

一 其他ノ意見

鳴戸海峡ニ燈台新設ヲ要ス

大坂神戸等ニ強々用事ナキ小艦船ハ鳴戸通峽ヲ利

トスル場合多キモ現在航路標識ナク夜間ノ通峽金ク不

可能ナリ水道兩岸適所ニ簡單ナル航路標新設ヲ

要
ス

海

昭和八年七月 大倉納

軍

終

海軍

昭和八年七月 大倉植

第八潜水隊

航空標識ニ關スル意見

一般ニ航路標識ト航空標識トハ識別困難ナラス航路標識利用上不都合ヲ感シタルコトナシ

航空標識ハ通例視認距離大ナルヲ以テ艦船側ニテ之ヲ海術ニ利用シ得ル場合多シ從ツテ其ノ能力性算位置等ハ航路標ニ準シ水路図誌並ニ燈台表等ニ記入ヲ至當ト認メ

終

航戦五五ノ七ノ四

昭和九年六月三十日寺島水道旗艦赤城

第一航空隊司令官

第一艦隊參謀長殿

航路標識並ニ航空標識ニ関スル件回答

第一艦隊第二號ノ四申進ニ依ル首題ノ件左部通

部

燒津、浜松各航空灯台ハ海上ヨリノ視認顯著ニ

シテ航術上船舶航路標識トシテ有効ナルヲ

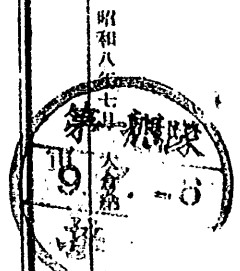
認メタリ

殊ニ燒津航空灯台ハ燒津、清水灯台ヨリモ光

達距離大ナリ

終

海



二驅隊第一回號

昭和九年六月二十三日

第二驅逐隊司令

第一艦隊參謀長致

航路標識並ニ航空標識ニ関スル件回答

第一艦隊第二號ノ一四ニ依ル首題ノ件ニ関スル意見左記ノ通

記

一、新設航路標識ニ関スル意見無之

一、已設航路標識ニ関スル意見無之

一、其他參考トスルキ意見

從來ノ經驗ニ徴スルニ北海道方面冬季行動中白色塗標

標識ハ附近積雪ノ爲ニ識困難ナリ 冬季ニ於ケル塗色

ニ付キ研究變更ノ要アルモノト認ム

海軍

昭和八年七月 大倉納

一航路標識

航路標識名

位置

意

見

牛島燈台

瀬戸内海

従来備讃瀬戸本灯台ナク自由通航モ点

ヨリ見レバ本灯台是非必要ト云フ程度モノニ

アルナル又無ヨリアル方便利ナリ

明暗燈ナルハ大ニ可ナル又測巨ニ便ナル如ク明ニ

秒ヲモウソシ長ク即ケ明四秒位ケルヲ希望ス

鳥帽子島燈台

壹岐水道

従来不動燈ニ比シ極メテ便利トナリタリ

(終)

特務艦 鶴見

海軍

三
机
空
標
識
見
十
三

特務艦
鶴見

海

軍

紙

軍務第一七二號
一七

軍務第一七二號



昭和九年八月六日
燈臺室局 宛
考知

航路標識ニ航空標識ニ關スル件訂正

八月一日附軍務第一七二號一六ヲ以テ送付致シ候旨
題意見中左記ノ通訂正相成度

記

六頁

六 沖島燈台

全燈台ノ紅光ハ視認距離少クミ、(以下全ジ)

寫眞

水路標識
及以字夜



海軍

横道中葉十三行既紙(富井納)

(9. 3. 200.)

水路標識

1147

軍務部一七二號一六

軍務局長

第二課長

局員



昭和九年八月一日 軍務局長
燈臺局長宛

航路標識 航空標識 關在件 意見送付
燈工第一四九一號 燈工第一五〇號 首題
件 對之當省各都ノ意見別紙一通

寫非

航海學校 水路部

巻込簿(八三)

模造半葉十三行屏紙 (花附納)

海軍

(8.12.200.)

水路關係

別紙

航路標識ニ關スル意見

一、新設又ハ改設變更後ノ效果及便益ノ程度

(一) 駿流島燈臺

燈光高クナリシト光源及燭光變更ニ依リ帆船ニ遮蔽セラルル者ト少ク又他ノ燈火ト區別シ易クナリ門司若クハ大瀬戸變針後直チニ視認シ得ルニ至リ夜間下關海峡通過ニ際シ便益多クナトリ尙塔色不鮮明ナレバ一層鮮明ニ塗色(特ニ紅色ノ部)スルヲ要ス

野島崎無線羅針局

西方海面ニ於ケル測定成績ハ稍不良ナルモ東方海面ヨリノ精度ハ良好ニシテ實用上充分ノ價值アリ

(三) 大島無線羅針局

イ 測定成績概ネ良好、各種距離ニ於テ實用上差支ナキ精度ナリ

ロ 西方面及東方面ヨリ東京灣入港ニ際シ他ノ羅針局ト併用シ無線方位ニ依リ方位ノ測定容易トナレリ

(四) 福山無線羅針局

イ 測定成績概ネ良好、津輕海峽西口ヨリ入峽ニ際シ利用ノ價値大ナリ

(五) 島帽子島燈臺

從來漁火其ノ他ノ船燈ト誤認シ易カリシガ燈質變更ニ依リ此ノ患ヲ除キ航海上至便トナレリ

(六) 山底鼻燈臺

常ニ近距離ニテ利用スルヲ以テ燈高變更ニ依リ大ナル影響ナシ
 尙本燈臺ハ金ノ眩暈燈臺ト燈質酷似シ居ルヲ以テ一方ヲ
 光トスルヲ可トス

(七) 牛島燈臺

吃水大ナル船舶ガ無鼻ノ磯避航ニ際シ便益多シ

(八) 龍飛崎燈臺

光達距離適當ニシテ津輕海峡西半部ニ於ケル利用價值大ナリ但
 シ冬期長期ニ亘リ積雪アル地域ニ於テ白色燈臺ハ晝間視認困難
 ナルヲ以テ赤白色(横塗リ分ケ)トスルヲ可トス

(九) 龍飛、襟裳無線方位信號所

利用價值大

(一) 老虎尾燈臺

イ 改設前ニ比スレバ遙ニ認識容易トナレリ

但シ旅順入港ノ目標トシテハ白玉山表忠塔光ノ方有效ナリ

ロ 稷珠岩竝ニ西岸ニ對スル避險目標及港外投錨ノ目標トシテ

極メテ有效若シ稷珠岩ニ適當ナル燈火ヲ設置セバ兩者相俟

テ其ノ價值ヲ一層増大ス

ハ 本燈臺ニ霧中信號ヲ設備スルヲ緊要トス

(二) 黃島燈臺

北支、旅大、青島、上海、南支、臺灣等ヨリ長崎、佐世保方面

ニ來航スル艦船ガ先ツ大嶺竝ニ男女群島ニ近接シ更ニ本燈臺ニ

依り位値ヲ確メ得ルヲ以テ極メテ利便多シ

(二) 玄界島燈臺

本燈新設ノ結果「架ノ上礁」ニ對スル不安ヲ除キ附近通航船及博多灣入港船舶ハ利用ノ機會極メテ多シ

(三) 馬場十島燈臺

沖船ノ燈火ノ間違フコトナシ

二、已設航路標識中改善變更ヲ希望スルモノ

(一) 稻取燈臺（本洲南岸）ノ燈質變更

(二) 掛塚燈臺（本洲南岸）

不動燈ナル爲附近ノ燈火又漁火ト紛~~ル~~易キニ付燈質變更尙伊勢灣ヨリ御取崎沖ニ航行中本燈臺ヲ認メ得ルコト少キヲ以テ燈光

ヲ増大スルヲ要ス

(三) 鹿ノ瀬挂燈浮標（内海）

光力ヲ増加シ燈標ニ改良

(四) 本山挂燈浮標（内海）

附近漁船帆船多ク視認困難ニテ洲ノ二湊附近ヨリ視認シ得ル程度ナルヲ以テ燈質ヲ群閃光トシ光力ヲ増加燈標トシテモ遠距離ヨリ認メ得ルモノニ改善ヲ要ス

(五) 大又字島燈標（下關海峡）

附近煙霧ノ爲視認困難ナルコト多キニ付光力ノ増加ヲ要ス

(六) 沖島燈標（九州北岸）

視認距離小ナル上過期餘リニ長キヲ以テ位置測定ニ不便ナルニ

付燈質ノ改善及週期ノ短縮ヲ要ス

(七) 川尻岬

不動燈ニテ漁船ノ燈火ト紛シ易キニ付燈質變更

(八) 滿珠島

現在ノ滿珠挂燈浮標ハ部崎東方變針點ニ相當近接セザレバ明視
出來ズシテ不安ヲ感ズ依テ燈臺ヲ滿珠島頂ニ設クルヲ肝要トス

(九) 戸崎鼻燈臺（九州東岸）

本燈臺ノ光達距離ハ十浬ニシテ少シク靄氣アル時ハ視認困難且
ツ陸上又ハ漁船ノ燈火ト混同スル虞アリ少クトモ光達距離ヲ十
五浬以上トナル様火力ヲ増大スルヲ要ス

(一〇) 鞍崎燈臺（九州南岸）

本燈臺ノ光達距離ハ二十四漙ナルモ二十漙以上ニテ視認スル
コト稀ナリ由ツテ白色閃光トシ暗黒間隙ヲ五秒程度トスルヲ
要ス

(一) 佐賀關燈臺

高島東端ニ變更スルヲ可トス

(二) 江崎燈臺

明石瀬戸通過ノ際ハ本燈臺ニ接航スル關係上現在ノ灯質(互光)
ハ眩惑大ニテ行船上妨害大ナルヲ以テ明暗ニ變更ヲ要ス

(三) 明神崎燈臺(陸奥海灣)

白色燈ナルヲ以テ降雪ノ場合視認困難ナルヲ以テ赤白色ニ改
ムルコト

(一四) 笠懸掛燈浮標 (下關海峡)

帆船ト誤認シ易キヲ以テ燈質變更 (明暗赤白) ヲ要ス

(一五) 刺崎燈臺

綠色閃光ノ色ヲ今少シク濃クスル要アリ

(一六) 老鐵山燈臺

本燈臺ノ霧他ハ七分間ニ一發ニシテ五哩以上ニテハ聽取シ難キノミナラス間隔七分ハ長キニ失シ利用價值少キヲ以テ之ヲ霧笛トシ音達距離ハ五哩以上トナスヲ可トス

(一七) 過岩燈臺

過岩ハ交通上ノ要衝ニアルヲ以テ燭力ヲ増大スルヲ要ス

(一八) 鴨綠江口西水道第二掛燈浮標

光達距離ハ少クモ大鹿島燈臺ト同程度ニ増大ヲ要ス

尙同燈臺ハ毎三秒ニ一閃トアルモ測定セル處ニ依レバ $4\frac{3}{4}$ 秒ニ

一閃光ヲ發スルガ如シ

(一) 九釣掛燈臺 (九州西岸下甌島)

本燈臺ノ明弧ハ現在二七一度一〇一五ナルモ二七一度一〇三二

〇度間ニ増大スルヲ要ス

(理由) 長崎方面ヨリ南航スル艦船ハ本燈臺ノ明弧ニ入ル

迄本燈臺ヲ利用スルヲ得ズ從テ釣掛ニ近接スルニ不安ヲ感ズ

コト多キヲ以テ本燈臺ヲ山頂ニ移轉スルカ或ハ西端早埼ニ新

燈臺ヲ設置スルカニ依リ明弧ヲ増大スルヲ要ス

(二) 伊良湖水道神島燈臺

本燈臺現狀ノ明弧ニテハ之ヲ利用シ得ル程度僅少ナルヲ以テ現
燈臺ヲ島頂ニ移轉シ明弧ヲ増大シ四周ヨリ見得ル様改設ヲ要
ス

(一) 下關港、外濱町突堤燈臺

背面ノ下關港ノ燈火ト錯雜シテ識別困難ナルヲ以テ赤色又ハ
青色ノ光力大ナル閃光ニ改造ヲ要ス

(二) 東吉嶋燈臺（澎湖列島）

光力弱シ増大ノ要アリ

(三) 中ノ洲挂燈浮標（下關海峽東口）

北水道ヲ西航スル艦船ニトリテ本浮標ハ重要ナルモ現光力微
弱ニテ不安ナリ光力ヲ増大スルヲ要ス

(二四) 大山鼻燈臺 (下關海峽西口)

東航ノ場合艦首目標トナルモノナルガ視界不良ノ時ハ餘程近
接セザレバ視認困難ナリ光力ヲ少クトモ千燭光以上ニ増大ノ
要アリ

(二五) 平瀬挂燈浮標 (下關海峽西口)

カアワ岩燈標 (内海備讀瀬戸)

オソノ瀬挂燈浮標 (同)

中ノ瀬挂燈浮標 (同)

鹿ノ瀬挂燈浮標 (内海播磨灘)

平磯燈標 (内海明石瀬戸)

五島白瀬燈臺